

物件売買契約書

1 件 名 令和7年度第3期再生資源売却(植木・北部・富合・城南地区 古紙類)

2 契 約 単 価

品 目	売却単価(1 t 当たり)	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
段ボール紙	金 円／t	円
新聞紙	金 円／t	円
その他の紙	金 円／t	円
紙パック	金 円／t	円

3 履 行 期 間 自 令和7年(2025年)12月 1日
至 令和8年(2026年) 3月31日

4 契 約 保 証 金

5 引 渡 場 所

【植木・北部地区】

「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託(植木地区)受託業者内ストックヤード及び「資源物」等再資源化推進事業業務委託(北部地区)受託業者内ストックヤード
(有限会社 オー・エス収集センター 熊本市北区植木町鑑田1475-1)

【富合・城南地区】

資源物等収集運搬・中間処理業務委託(富合・城南地区)受託業者内ストックヤード
(株式会社 熊本市リサイクル事業センター 熊本市南区近見8丁目8番35号)

上記物件について、売却者 熊本市と買受者 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって物件の売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、売却者及び買受者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年(2025年) 月 日

売却者 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長 大 西 一 史

買受者

(総則)

第1条 売却者及び買受者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、売却者と買受者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、売却者が定めて買受者に指示するものとする。

3 契約の履行に必要な一切の経費は、買受者の負担とする。

(所有権の移転)

第2条 物件の所有権は、物件を引き渡した時点をもって売却者から買受者に移転するものとし、同時に買受者は売却額を市に納入する義務が発生するものとする。

(支払い)

第3条 売却額は、頭書の契約単価に買受重量を乗じて得た額を支払うものとする。ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 買受者は、納入通知書により、記載された納入期限までに売却額を納入しなければならない。

(権利義務の承継)

第4条 買受者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、売却者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第5条 売却者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行について、不正行為があったとき。

(3) 契約の履行に関し、売却者又はその委任を受けた者の指示に従わないとき又はその職務の履行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、契約に違反したとき又は買受者の責めに帰すべき理由により履行不能となったとき。

(履行不能)

第6条 買受者は、天災その他不可抗力の事由により、契約の履行が不能となったときは、契約の解除又は履行の一時中止を売却者に対し請求することができる。

(法令の遵守)

第7条 買受者は、契約に際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年条例第98号。以下「条例」という。)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)等の関係法令の規定を遵守し、適正な契約の遂行に努めなければならない。

2 買受者は、条例第12条の2又は第12条の5に違反してはならない。

（危険負担）

第8条 買受者は、売却者の責に帰すことができない事由により物件が滅失またはき損した場合には、売却者に対して売買代金の減免等を請求することができない。

（紛争の解決等）

第9条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売却者と買受者とが協議して定める。